

## 一般廃棄物処理業者に対する行政処分について

令和元年 11 月 12 日付けで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条の 4 第 2 項により、下記のとおり行政処分を行いましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 被処分者

住所 香川県高松市林町 6 9 3 番地 1

名称 特定非営利活動法人幸来会

理事 湯浅 昌昭

#### 2 許可の内容

一般廃棄物収集運搬業

許可年月日 平成 29 年 11 月 10 日

許可番号 高松市許可第 154 号

一般廃棄物の種類

事業系一般廃棄物（再生利用可能なものに限り、生ごみ及びし尿を除く。）

家庭系一般廃棄物（一時的なごみ、又は多量のごみなど高松市が収集しないものに限り、生ごみ及びし尿を除く。）

区域 高松市内

#### 3 処分の内容

一般廃棄物収集運搬業の許可の取消し

#### 4 処分の年月日

令和元年 11 月 12 日

#### 5 処分の理由

法第 7 条第 5 項第 4 号りに該当するため。

（役員が、平成 30 年 10 月 5 日、高松地方裁判所において、道路交通法違反により、懲役 10 月、執行猶予 3 年の刑が確定したため。）